

令和 5 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6月21日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 21 日〔水曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第 42 号 江南市市税条例の一部改正について
- 議案第 46 号 江南市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 47 号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について
- 議案第 48 号 救助工作車売買契約の締結について
- 議案第 49 号 令和 5 年度江南市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第 2 条 継続費の補正のうち

市勢要覧作成事業

第 3 条 地方債の補正のうち

防火水槽耐震化事業

庁舎等改修事業

消防施設整備事業

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（6 名）

委員 長	長 尾 光 春 君	副委員長	牧 野 行 洋 君
委 員	宮 地 友 治 君	委 員	堀 元 君
委 員	伊 藤 吉 弘 君	委 員	岡 地 清 仁 君

欠席委員（0 名）

委員外議員（9 名）

議員 石原資泰君
議員 中野裕二君
議員 大藪豊数君
議員 津田貴史君
議員 土井紫君

議員 尾関昭君
議員 三輪陽子君
議員 片山裕之君
議員 須賀博昭君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君 副主幹 前田昌彦君
主任 鶴見吉宏君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 平松幸夫君
総務部長 本多弘樹君
消防長 上田修司君

地方創生推進課長 矢橋尚子君

秘書政策課長 梶田博志君
秘書政策課主幹 田中元規君

行政改革推進課副主幹 高田昌治君

財政課長 安達則行君

税務課長 向井由美子君

総務課長 今枝直之君
総務課主幹 横井貴司君

消防総務課長	花 木 康 裕 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防予防課長	杉 本 恭 伸 君
消防署長	上 村 和 義 君
消防署東分署長	栢 本 忠 幸 君
消防署主幹	山 本 育 男 君
消防署主幹	大 谷 充 広 君
消防署主幹	日下部 匡 彦 君

○委員長　それでは皆様おそろいでありますので、それでは、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆様おはようございます。

本定例会は、我々議員にとって改選後初の定例会であります。今さら言うまでもありませんが議員定数が20人になりまして、初の定例会ということで、総務委員会においては、これまで定数8名で実施しておりましたが、その影響を直接的に受けておりまして、今後は6人の定数で実施することになりました。文字どおり少数精鋭の審査が求められることになると認識しております。これまで以上に本委員会の皆様においては、お一人お一人が審査の質や効率、つまりパフォーマンスの向上に向けて重責を担う必要が出てくるのではないかということで、改めて身の引き締まる思いであります。

今年度、総務委員会委員長として委員の皆様、そして市職員の皆様、皆様の御協力を得ながら委員会の審査の進行をさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましても改めてしっかりと御審査いただき、よりよい江南市にしていきたいということで、御協力いただければ幸いです。改めまして、皆様よろしく申し上げます。

それでは、市長がお見えになられていますので、御挨拶を一言お願いいたします。

○市長　皆さん、おはようございます。

去る6月8日に6月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、市長は公務がありますので、これにて退席されます。

では、すみません、本来一番初めに言う一言が入っておりませんでした。

改めまして総務委員会をこれから開会させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第42号 江南市市税条例の一部改正についてをはじめ5議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。参考までであります。委員協議会の議題は4件ありますので、御予定お願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時35分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第42号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第42号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 税務課長　それでは、議案第42号について御説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第42号　江南市市税条例の一部改正についてでございます。

次の29ページには、江南市市税条例の一部を改正する条例案を、少し飛んでいただきまして36ページから63ページにかけて新旧対照表を、64、65ページには市税条例改正案の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　市税条例の概要ということで、64ページ、1. 改正の目的とか改正の概要とあるんですけども、その中で今回、個人市民税が非課税の方には、森林環境税というのとはかからないという解釈でよかったんですかね。

- 税務課長　江南市の非課税要件と森林環境税の非課税要件は同じでありますので、個人住民税が非課税の方は森林環境税も非課税となってまいります。

- 伊藤委員　分かりました。

あと、森林環境税が国税として1,000円上乘せされますと、当然、市県民税の均等割と併せて令和6年度の均等割の総額というのは幾らになってくるんでしょうか。

- 税務課長　令和6年度以降でございますけれども、市民税均等割額が3,000円、県民税均等割額が1,000円、それと別に新たに始まります国税の森林環境税が1,000円となってまいりますので、合計で5,000円の賦課徴収をすることになってまいります。

- 伊藤委員　分かりました。

あと、これは本会議でも出ていたと思うんですけども、(2)のわがまち特例のことなんですけれども、今回また大藪議員が聞かれるということなんですけど、委員会で。その前に、ちょっと確認の意味で分からない部分があったもんですから再度、重複する部分があるかも分かりませんが、ちょっとお聞きしたいんですけども、この中でいわゆる対象要件が5つの要

件に該当するマンションということで、当然今回減額する分は財政措置があるということなんですけれども、現在江南市で特例措置が当てはまる対象となるマンションは今のところはないということなんでしょうか。分からないということなんでしょうか。その辺のところはちょっといまいち分からなかったものですから、すみません、よろしくお願いします。

○税務課長　　5つの要件のうちの大規模修繕の工事を過去に1回以上行ったというマンションについては、市での把握が今できておりませんので、そちらの部分は除きまして考えますと、管理計画の認定マンションというところは、市のほうがその計画を策定しているかどうかに関わってくるところでございまして、現在市のほうではその計画のほうの策定がございませんので、対象となるマンションは今ないものと想定しているものでございます。

○伊藤委員　　分かりました。以上でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ただいま大薮議員から本件に関して委員外議員としての発言がしたいとの申出があります。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員　　ありがとうございます。

委員長のほうから許可をいただきましたので、53ページ、伊藤委員の質問の関連になります。

実際に江南市内で今現在これに該当するマンションがないということなんです、ちょっと僕のほうもその辺が解せなくて、あるんじゃないかなあと思うんです。というのは、例えば大規模修繕なども正式にきちっとこれが申込みの用紙みたいなものがあってそこに合致するものじゃないといけないとか、その内容がちゃんと市の要求している要求水準に合っていなければいけないというようなものが何かあるのかどうかということが第1点。

2点目が、これはこのマンションが申請しなければならないのか、それと

も市のほうで把握している情報の中で、お宅のマンションがそれに該当するから、この措置が受けられますよというふうになるのか。

この2点の質問、お願いします。

○税務課長　　まず計画のほうは、江南市でおきますと建築課のほうで作成するものにはなっておりますが、現在のところそちらの作成がないものですので、今後作成された場合には、その計画に合致するマンションについては認定マンションになってくるものでございます。

あと、ほかの要件としましても、修繕積立金の額を引き上げるという要件がございまして、そちらのほうは令和3年9月1日以前が国が示すガイドラインの金額よりも下回っていたところを、令和3年9月1日以降に上回るように積立金を改定した場合に適用となってまいります。この辺りに対しましても、今現在では各マンションの方が修繕積立金を幾ら積み立ててみえるのかの把握ができておりませんので、把握ができていないものでございます。

仮に、この特例措置に該当になる場合には、各所有者の方から申請をしていただきまして、認定された場合には固定資産税のほうの特例措置の減額対象として、翌年度の固定資産税を3分の1減額するという制度になっているものでございます。

○大薮議員　　ありがとうございました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○須賀議員　　先ほど来年からの均等割の額が5,000円になるという答弁がありましたんですが、ちょっと確認なんですけれども、今年度まで「あいち森と緑づくり税」というのが課税されておったと思うんですけど、超過課税は来年からなくなるということでしょうかね。

○税務課長　　須賀議員のおっしゃいました県が賦課しております「あいち森と緑づくり税」につきましては、平成21年度から令和5年度までの措置として条例制定をされているものでございまして、現在のところそちらの期間を延長するという報告がございませんので、仮にその措置が延長されなかった場合として、金額としては先ほど申し上げた金額が均等割及び森林環境税として徴収するというふうで考えているものでございます。

○須賀議員　　そうすると、今5,500円のやつでは5,000円に来年減税になると

ということだと思っんですけど、あと、それから先ほど伊藤委員の質問の中で、答弁で、当市の場合は非課税規定が一緒だと。いわゆる森林環境税と今の個人住民税との非課税規定は同一だということで答えられたというんですけど、多分この内容は、いわゆる2級地の場合は非課税規定が違うから、それで2級地の場合については森林環境税だけが課税される場合があるということの意味で言われたと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

○税務課長 おっしゃられますように、非課税については、2級地に当たる自治体については森林環境税と市県民税における非課税要件が異なっています。

県内においても、何市かは非課税要件が異なるところはございますけれども、江南市においては、森林環境税と市県民税の非課税要件が同じということで、江南市においてはということで、均等割が非課税になる方は森林環境税も非課税になるということでございます。

○委員長 ほかにありませんか。
よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第46号 江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、議案第46号につきまして御説明申し上げますので、議案書の102ページをお願いいたします。

令和5年議案第46号 江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

103ページから105ページには、江南市火災予防条例の一部を改正する条例案を、また106ページから110ページには、参考といたしましてこの条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上となります。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回の火災予防条例なんですけれども、実際、急速充電設備の上限200キロワットを撤廃して規制を緩和するという内容だと思うんですけれども、これは非常に危険だと思うんですけれども、その辺り消防本部はどのように考えていますか。

○消防予防課長 危険ではないかという御質問でございますが、この急速充電設備というのは火災の発生のおそれのある設備ということで位置づけて、対象火気設備等として位置づけられて規制されているものでございますが、国では、この上限を撤廃するというところで検討をしております。その検討といたしますのも、過去の全国の火災の事例、このような急速充電設備としての事例があるかないかということで調査しているということで情報のほうは確認しておりますが、検討会までの調査ではございますがそれまでに火災事例は把握できていない、ゼロ件であったということです。

このことにつきましては、この急速充電設備というのは、充電するときに接続しますけれども、コネクタがうまく接続されていない場合には充電を開始しないとかがという措置や、万一それが外れた場合、接続がうまくできなくて外れて漏電を感知した場合には自動で停止する措置というものを講ずる

必要があるというふうに規制がされていまして、人的なエラーを想定した安全対策に係る規制ということで、事故の発生が抑制されているということで、こういうような事例、急速充電設備について火災事例がないということで、今回上限を撤廃するというふうに至ったものだと思います。

○伊藤委員　いろいろ安全装置が設備されていて、今回こういう緩和をされたというふうに解釈いたしました。

あと1点だけなんですけど、市内において、この急速充電設備というものは現在何台ぐらいあるのか把握しておりますか。

○消防予防課長　まず消防本部では、50キロワットを超えるものについて、市の条例で届出を規定しております。また、この急速充電設備というのは、50キロワットとは別に20キロワットを超えるものを急速充電設備として位置づけているため、正確な実数としては把握できてはおりません。

しかし、全国の市町村の急速充電設備の情報が今はインターネットのほうでアップされておまして、それによりますと市内では8事業所で、台数としましては9台の設置がされている状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○堀委員　そもそも論で聞くけど、この急速充電設備というのは電気自動車に充電する設備なの。

○消防予防課長　基本的にはそういう捉え方でよろしいかと思うんですけれども、現行では自動車ですとか原動機付自転車ということでなっていたものですが、今回それが拡大されまして、それ以外のところでいいますと、船舶ですとか航空機、その他これらに類するものということで拡大されておまして、電気自動車だけではなくて、そういう電気を充電するものを広く充電するものということになります。

○堀委員　そもそもなんだけれども、各家庭で充電する場合、電気自動車に、これはどうなるの。

○消防予防課長　今の御質問でございますが、御家庭の充電、今特に電気自動車が普及しておりますけれども、先ほど伊藤委員のお答えのほうにも少しあったんですけれども、20キロワットを超えるものの位置づけが急速充電設備ということになりますので、20キロワットまでにつきましては、一般の御

家庭のものもそれに含まれますけれども、普通充電器という位置づけですので、特に規制等はないものでございます。

○堀委員 各家庭というのはどれぐらいのワット数なの、充電。

○消防予防課長 一般的にでございますが、1.5から3キロワットのものが今の電気自動車。一般の御家庭での充電用が1.5から3キロワットというものだと思います。

○堀委員 なるほど。各家庭で普及する可能性はあるわけだね、将来的にね。

この間、高速のサービスエリアに充電のガソリンスタンドみたいなやつが5台ぐらいずうっと並んで、新築で造りよったんだわ。何だといったら、30分で充電できる設備だそうで、あれが完全に急速充電設備の見本みたいなもんだね。

○消防予防課長 委員おっしゃいますものが、例えば今ニーズとして電気バスとか電気トラック、大型のものにも、そういった電気自動車として普及してきておりますので、そういったものに充電ができるように今回200キロワットまでだったものを、200キロワットの規制を取り除いて上限を撤廃して、充電できるようにするというものですので、今高速道路のほうに造っているものがそれに当たるものでございます。

○堀委員 分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第47号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第47号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、令和5年議案第47号について御説明申し上げますので、議案書の111ページをお願いいたします。

令和5年議案第47号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結についてでございます。

はねていただき、112ページには、参考といたしまして売買仮契約書を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 救助工作車はこの後出てくるんですけども、本会議で救急車の質疑がなかったものですから、ちょっとここで聞きたいんですけども、実際、5者で多分入札されたと思うんですけども、その指名業者はどこで、入札金額を気になったものですから、それをちょっと教えてください。

○消防総務課長 入札の結果につきましては、市のホームページで公表のとおりなんでありますが、指名業者5者につきましては、愛知トヨタWEST株式会社江南店、入札金額が2,820万円、愛知日産自動車株式会社が2,810万円、小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所が御辞退されております。平和機械株式会社が3,400万円、株式会社モリタ名古屋支店が3,950万円であります。

○伊藤委員 分かりました。

実際、落札率がちょっと気になるんですけども、この辺りは大体幾らぐらい安く買えたんでしょうか。落札率と、どのぐらい安く買われた金額の差額をちょっと教えてください。

○消防総務課長 お尋ねの落札率と予算額との差額ということでお答えしま

すと、ちなみに予算額が3,301万2,000円となっておりまして、落札額が税込みで3,091万円でございます。率にいたしますと、93.6%でございます。差額につきましては、210万2,000円となります。

○伊藤委員 分かりました。

結構安く買えたということによかったと思いますけれども、これ予定価格というのは、やっぱり設計金額とイコールだったんですかね。

○消防総務課長 そのとおりでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 救助工作車売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第48号 救助工作車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、引き続き令和5年議案第48号について御説明申し上げますので、議案書の113ページをお願いいたします。

令和5年議案第48号 救助工作車売買契約の締結についてでございます。

はねていただきまして、114ページには、参考といたしまして売買仮契約書を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これは本会議でも出たんですけれども、やはり気になっているのは予算額以上の応札されたところが4者あったということで、それが本会議でもちょっと疑問視されて、本当は辞退というふうだったらよかったんですけれども、わざわざ予算金額以上の金額を入れてきたと。それが非常に気になるということで本会議であったんですけれども、この辺り、先ほど救急車は辞退がありましたよね。そういうふうならいいんですけど、不自然じゃないんですけど、今回はちょっと何か、それが自然だったんですけど、これがちょっと不自然ということで、防衛の補助というやはり予算を組むときに千鳥方式といって、本来は5者取ると5者の総額の平均の予算額という形になると思うんですけれども、多分、防衛の補助というのは1品目ずつ千鳥方式でやっていくんですよね。シャシーはシャシーの安いところということで、3者あると3者の一番安いところ。例えば1つのものに対して安いところを全部足していくもんですから、予算額が非常に安くなってしまうということで、業者が5者見積りを出しても、5者以下になっちゃうんですよね、予算額が。

それに対して、予算を組んだときには多分去年なんですよね。去年組んで、その予算に対して、また物価高騰で非常に高くなったということで、これは非常に厳しいということで、やはり業者としてもその辺りはよく分かりませんよ、分かりませんが、やはり予算の組み方に対して防衛に対して非常に抵抗があるということで、今回わざわざ入札金額を入れてきたというふうにも考えられなくもないんですけれども、抵抗のあかしとして、業者がね。

今回、また実施計画の前にも多分見積りを取るんですよね、新しく、本来は。見積りを取って、その金額が高くなったら、当然今回の3月補正で補正予算を組むという流れになっておったと思うんですけれども、多分同じよう

な金額だったから補正は組まなかったという、多分解釈だと思うんですね。

その辺りが非常に、業者としてもジレンマがあって、非常にささやかな抵抗じゃないですけども、辞退じゃなくてわざわざ高い金額を入れてきて、なぜこんな予算にしてしまったんだということで、私は勝手に自分的には解釈しておるんですけども、消防本部はどのような解釈をされているんですかね、その辺り。

○消防総務課長 委員お尋ねのとおり、今回は国庫補助金の中でも防衛省の補助金というのを選定しております。

その中で、見積りを数年前からそういった形で業者からいただいておりますけれども、実際の予算を組むのが今年の夏前ぐらいになりますので、そのときに頂いた見積り、3者から見積りをいただいておりますけれども、これは消防長のほうからも答弁させていただいたとおり、シャシーやエンジンなど車体一式の最低価格ですとか、クレーンやウインチなどの取付品、あと積載品、救助資器材として積載するものについて最も低い価格を選んで設定し、設計金額として上げますので、単一の業者が出した予算よりもかなり低い金額での見積りとなります。

それをもって、防衛省のほうの担当者と補助金についてすり合わせ等を行います。その際に、そういった仕様書や積算資料を全て提出した上で防衛省の方にもお認めいただくということがありますので、なかなか1者だけの見積りでというと、ちょっと見積もりが甘いんじゃないかというふうに捉えられますので、結果として業者にはかなり厳しい見積りになってしまうのかなというふうには考えております。

今回の入札で4者が予算価格を超えた額での入札をされておることに関しましては、私どもといたしましては、入札というのは3回ございまして、その中で業者のほうがいろいろな調整をしながら入札するものと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 確かに入札は3回ありますので、たまたま1回目で全部不調で終わった場合においては、当然また2回目もやりますので、だんだん下がってくる可能性もあるのでね。

たまたま、今回1者が予算額以下だったもんで1回目で落札したというこ

とで、運がよかったというふうに逆に考えられるかなと思っていますので、分かりました。内容としては、ある程度厳しい予算額から、今の物価高騰の中で、非常に落札金額を、非常に厳しい中で業者が泣く泣く予算額以下に入れてきたのが1者ということで解釈をいたしましたので、分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分　休　憩

午前10時07分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号　令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第2条　継続費の補正のうち

市勢要覧作成事業

第3条　地方債の補正のうち

防火水槽耐震化事業

庁舎等改修事業

消防施設整備事業

○委員長 続いて、議案第49号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、市勢要覧作成事業、第3条 地方債の補正のうち、防火水槽耐震化事業、庁舎等改修事業、消防施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部地方創生推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の118ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正、2款1項、事業名、市勢要覧作成事業でございます。

次に、124ページ、125ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の15款国庫支出金、4項5目1節総務管理費交付金で、説明欄、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプでございます。

次に、126ページ、127ページをお願いいたします。

上段の18款寄附金、1項1目1節総務管理費寄附金で、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、中段の21款諸収入、5項2目11節雑入で、説明欄、コミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、130ページ、131ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費で、説明欄、シティプロモーション事業から最下段ふるさと寄附事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 シティプロモーション事業なんですけれども、これも本会議でも出ていたと思うんですけれども、現在の登録者は多分六千何件だと多分本会議であったと思うんですけれども、市が目指している今後の登録者の数というのは、大体目標というのはあるんですかね。

○地方創生推進課長 令和5年6月1日時点のLINE友達の登録者数は6,707人でございます。目標数値でございますけれども、なるべくたくさんの方に登録をいただきたいと思っております。なかなか明確な目標値となると難しいですけれども、現在、あんしん・安全ねっとメールのイベント情報の登録者数が令和4年末日で7,480人となっておりますので、ここが一つの目標だと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、これ本会議でもあったんですけど、ちょっと内容が重複するかも分かりませんが、市公式LINEで送られてくる情報のうち、欲しい情報を自ら選択できるような答弁があったと思うんですよね。それはどのようなカテゴリーに今回分かれていくんですかね。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 セグメントの内容でございますけれども、現時点では、年齢・性別・地域など利用者の属性に関する情報に加えまして、利用者が希望するようなカテゴリー、子育てとかイベントだとか、防災とか健康だとか、そういった目的別の情報というのを設定する計画としております。

目的別の情報につきましては、昨年度、庁内の若手職員で構成いたしております江南市シティプロモーション調査研究会という研究会がございまして、そちらでワークショップを行いまして、大まかなセグメントの案というのを検討いたしておりますけれども、LINEの情報配信システムの導入はプロポーザル方式で事業者を選定する予定としておりますことから、事業者側からの提案も含めまして検討をしてみたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

続きまして、市勢要覧作成事業、これは契約に伴う不用額の減額なんですけど、業者というののどのように決められたんですかね。

○地方創生推進課長 市勢要覧作成業務は、令和5年4月に公募型プロポーザル方式により事業者を選定しております。参加は4者ございまして、審査をした結果、評価点の最も高かった参加者であります株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を契約の候補者としまして随意契約をいたしております。

○伊藤委員 分かりました。

今回、特徴的な部分というのはあるんですかね、この市勢要覧の。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 今回、委託事業者が提案をした市勢要覧でございますけれども、手に取って中身を読みたくなるような鮮やかで目を引く表紙であったり、写真を中心になるべく文字を少なめにしておりまして、イラストを効果的に使った読み進めやすいデザインとなっております。

また、独自提案といたしまして、クリアファイルバッグの作成であったり、市政70周年記念のロゴマークの作成支援などの提案を受けております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、下の地域団体支援事業の中で、四ツ谷区なんですけれども、次にエントリーされている区はあるんでしょうか。

○地方創生推進課長 コミュニティ助成事業の募集は、毎年4月に開催しております区長・町総代会にて周知をいたしております。

現時点で応募はございませんけれども、2団体から御相談を受けておりまして、9月中に区長・町総代宛ての文書を送付する際に、併せてまた再度の募集のお知らせをいたす予定でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと一点、ふるさと寄附事業の中で、企業版ふるさと納税もやると説明があったんですけども、この寄附をいただける施策をどのように考えているんでしょうか。

○地方創生推進課長 企業版ふるさと納税の充当施策でございますけれども、今年度実施する事業の中で寄附に適した事業を充当候補事業として各課から提出を受けておりまして、現在、企業からの寄附募集に向けてホームページ及びパンフレットを作成している段階でございます。

募集する施策としては、地域交流センター運営事業をはじめ18事業程度を掲載する予定としておりますけれども、掲載事業以外にも寄附をいただく事業者の意向を踏まえて活用してまいりたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、返礼品を充実させるという考え方を最後に教えてください。

○地方創生推進課長 令和4年度末の記念品の登録事業者は56事業者で、170件の記念品を現在取り扱っております。令和4年度には返礼品といたしまして、洋菓子、和菓子、ベーコン、カレー、ジネンジョ、ゴルフボールなどが追加されておまして、返礼品の件数は毎年少しずつ増加をしてきてまいっております。

令和5年度にも既に有機野菜や切り絵などの登録がございまして、あと越津ねぎ、サトイモ、アイスクリームなどを取り扱う事業者から返礼品の御登録のお話をいただいております。

また、今後サイトが増加することに伴いまして、そのサイトの独自の電子ポイントなどの増加も検討しておりますので、今後こうした新たな記念品を充実させていきたいと考えております。

○委員長 ほかに。

○堀委員 地域団体支援事業で、四ツ谷区、150万円、何を買うわけ。

○地方創生推進課長 令和5年度は四ツ谷区が実施自治会になっておりますけれども、事業内容といたしましてはデジタル複合機、コピーとかプリンターとかになっているものですね。スキャナーとかが一体になっている複合機です。

○堀委員 複写機ということ。

○委員長 コピー機です。

○地方創生推進課長 あと、ノートパソコンとシュレッダー、合計で150万400円の事業費に対し、150万円の助成となっております。

○堀委員 実際に区で使うということで買われると思うんですが、前にもあったんだわね、どこだったかな、あれは。そんなものを使うの、1年に1回使うか使わんかぐらいだわ。

で、そういう高度な品物を実際に利用できるならいいんだけど、その

点はどう思われますか、課長。

- 地方創生推進課長　今回はデジタル複合機ということで、モノクロのコピーができる機械を導入するというふうに聞いております。

コミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献の一つとして行っている事業でございます、宝くじの売上金の一部を活用して、地域コミュニティ団体等に対し、その全額を助成しております事業でございます。

その事業内容につきましては、自治総合センターが明細を確認して決定をしており、市が事業の内容について関与するものではございませんけれども、市を通して購入する備品でございますので、必要性がきちんと説明できるような備品とするよう区へ要望してまいります。

- 堀委員　もっとやっぱり実用的なものを買うとか、消耗品でもええと思うんですわ、買うとか、やっぱり市民が実際に買ってよかったというようなもののほうが私はええと思うんだわね。

恐らくあんまり使われないんじゃないの。どのように使われているか調べたことあるの。前、買った地域で。

- 地方創生推進課長　消耗品につきましては、コミュニティ助成の対象外でございますので、備品を御購入いただいているという状態でございます。

購入していただいた備品に関しましては、宝くじの社会貢献の一つですので、備品のシールを貼ったりなんかする際には広報に載せるということをしておりますので、その際にはこういった使われ方をしているかという確認は、多分しております。

- 堀委員　分かりました。

できることなら、もっと精査してしっかりと使っていただけるような備品を買われるならいいんですが、そういう点、もっともっと実用的なのを購入していただくような形でやっていただけたらええなあと思います。

それから、もう一つ。

先ほど、委託して随意で契約すると言ったでしょう。江南市の市勢要覧か、随意で。

これは入札じゃないの。4者で聞いて、それで随意にしたの。

○地方創生推進課長 市勢要覧の作成の業務につきましては、先ほども申し上げましたとおり公募型プロポーザル方式により事業者を決定しております。公募型プロポーザル方式ですので、審査した結果、評価点が最も高い参加者を契約候補者といたしまして随意契約をするというものでございます。

○堀委員 その評価したのは、どなたが評価したの。

○地方創生推進課長 プロポーザル審査委員の委員構成は、企画部長、商工観光課長、地方創生推進課長、生涯学習課長、シティプロモーション研究会委員2名の計6名でございます。

○堀委員 そこで、その方々で審査して決めた、随意で決めたということだね。その方々で決めても、やっぱり入札なんかにしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の132ページ、133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費、説明欄、市政70周年記念事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 大体のスケジュールは。記念事業のスケジュール。

○秘書政策課長 本年度なんですけれども、まず最初に今回補正予算でお願いしております周知啓発活動のほうを進めてまいりたいと考えております。

その後なんですけど、市政70周年に使いますキャッチフレーズやロゴマーク、こちらのほうの選定にかかってまいります。キャッチフレーズにつきまして

は、7月中旬から8月中旬にかけて市民の方から公募をさせていただき、決定してまいりたいと考えております。また、ロゴマークにつきましては、9月下旬から10月下旬ですけれども、こちらは先ほど地方創生推進課のほうでお話もありましたけれども、市勢要覧の作成委託業者、こちらのほうからロゴマーク案をいただきまして、そちらのほうから市役所の内部で投票いたしまして、そちらの中から1点選んでいく予定としております。

今後、その後の実際の記念事業につきましては、現在まだ内容が決まっておられませんので、お示しすることはできませんが、今年度中に随時そういった内容についても検討してまいり、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 堀委員　それからPR資材等作成委託料というのは、PR資材、どのようなものかな。これは委託するんだね。
- 秘書政策課長　こちらに書いておりますように、一部委託と、一般事務用ということで消耗品のほうも検討させていただいておりまして、消耗品のほうにつきましては、ピンバッジを予定させていただいております。
- 堀委員　ピンバッジを作るの。作って、配るの。
- 秘書政策課長　こちらはPR用に配付したりさせていただく……。
- 堀委員　売ることか、配ることか。
- 秘書政策課長　現在は配付のほうで予定しておりますけれども、その後すみません、ちょっと売ることかというのは今後また、その後で調整させていただきたいとは思いますがけれども。
- 堀委員　いや、配ることやったら、全市民に配らないかんよ。全校。市役所で配るとかそういうこと、PRでしょう。
- 秘書政策課長　ピンバッジのほうのPRということなんですが、その後に記念事業という形で各種団体とか連携事業を進めていく際に、そういった事業者にはPR用としてお配りさせていただいたり、あと記念事業に参加していただいた方への記念品みたいな形で配付させていただくことも考えられるかとは思っております。

そのほかについては、すみません、まだちょっと検討中ということで。

- 堀委員　岩倉市はコロナの関係で2年遅れで今年やるんでしょう、60周年

かな、岩倉市。ディズニーのパレードをやるというようなことも聞いておりますが、ああいうことをやるとPRせんでも自然に皆さんが、市民がPRしてくれるもんだから、PR代がかからへんぐらいなんだな。ああいうことをやるとね。

できたら、60周年記念のときに文化会館でやったのが、NHKのBS日本の歌、あれを来ていただきました。やっぱりそういうようなものをしっかりと70周年の記念ということで、例えば笑点を呼ぶとか、それだけで相当な効果があるもんだからそういうのを利用して、70周年だから、ぜひ盛大にやっていただきますように。

特に江南市民サマーフェスタ等、中止なんていうことはなくて、改めて記念で盛大にやれるような体制を整えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく。

○委員長 答弁はいいですか。

○堀委員 答弁として、努力させてもらいますとか分からんけど。

○企画部長 失礼します。

70周年という、ある意味大きな節目の一つでありますので、少しでも市民の皆様だけじゃなく、全国民の方に周知できるような形のイベントを考えてまいりたいと考えておりますので、その際は御協力お願いいたします。

○堀委員 例えばパレードなんか、ディズニーのパレードをやるでしょう。江南市は別のパレードをやるか、京都橘高等学校のパレード、世界的に有名だそうだな。京都橘高等学校のマーチングバンドのパレードな。アメリカまで行くんだってなあ、台湾とか。そういうような人を呼んでくるとか、愛知県下の高等学校の吹奏楽部のマーチングバンドのパレードとか、自衛隊の音楽隊のパレードとか、県警のパレードとか、そういうようなものも安く企画できるような、喜んで来てくれるから、自衛隊や県警の音楽隊でも。だから、そういうのも利用してやっていただけるともっといいんじゃないかなあというふうに思っています。参考として、意見として申し上げておきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 今聞こうと思ったものですが、基本的に何か大きな目玉となる

イベントを考えてみえるかということを知りたいと思ったんですけれども、まだ考えていないということなものですから、その辺りをしっかりとPRできるイベントを考えてください。以上です。

○企画部長　いろいろとありがとうございます。御心配いただきまして、ありがとうございます。

今事業の関係ですけれども、全くやっていないわけではなくて、いろんな関係機関と調整しながら進めておりますので、まだ決定したものがございませんのでお示しはできませんが、その辺りは御理解いただきますようお願いいたします。

○委員長　ほかに。

○堀委員　ここは企画部が主催でやるわけ、総責任者で。

○企画部長　取りまとめは企画部、秘書政策課になりますけれども、各それぞれのいろんなフェスティバルとかそういったものは各担当課になりますので、そこで記念事業というような形で進めていく予定としております。

○堀委員　企画部長の力を発揮できるように、さすが企画部長だと言われるようなのをやってくださいね。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。一旦休憩させていただきます。

午前10時31分　休　憩

午前10時43分　開　議

○委員長　全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務部長　行政改革推進課が所管いたします補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の132ページ、133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目にございます2款1項5目行政改革推進費でございます。

133ページの説明欄をお願いいたします。

上から2段目のマイナポイント申請等支援事業でございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡地委員　マイナポイントの申請等支援事業の委託料、この委託料の内訳を教えてください。

○行政改革推進課副主幹　委託料の内訳でございますが、今回の契約に関しましては、477万6,090円の契約でございます。

○岡地委員　補正後が704万9,000円ですね。補正前が350万5,000円、これの内訳を知りたいんですが。

○行政改革推進課副主幹　まず令和5年度の契約に関しましてですが、一番最初4月からの契約でございますが、2か月分で227万2,050円の契約がまずございました。それから6月以降の契約でございますが、そちらが477万6,090円でございます。

備考にございます補正前と補正後のところでございますが、補正前のところ、当初予算でございまして、そのときはマイナポイントの事業の終期に関しましての情報が全くなく、当初3か月を見込んで予算を組ませていただきました。ただ、実際のところが5月末で終わりになりますので、契約が2か月末になりました。ただ、今回補正のほうに関しましては、トータル6か月分の金額が704万9,000円ということになりますので、今回355万4,400円の補正予算を計上させていただいております。

○岡地委員　委託料そのものの積算の内訳は分からないでしょうか。月幾らという形で2か月分とか、あるいは3か月分とかという形になるんですか。

○行政改革推進課副主幹　内訳でございますが、まず人件費、人に対するものでございます。こちらが税込み前の数字でございますが、369万8,900円でございます。住基に係るものが11万4,000円でございます。通信機器に係るものが12万9,000円でございます。あと、運営管理費ということで40万円が計上されております。あわせまして、税抜きで434万1,900円、税込み

になりますと477万6,090円でございます。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○伊藤委員 1点だけ確認なんですけれども、本会議にも出ていたと思うんですけれども、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんので確認させてもらいます。

今回、全額一般財源で計上されてございますけれども、最終的に全額国庫補助金の対象として措置されるんでしょうかね。その辺だけです。

○行政改革推進課副主幹 現在は歳入は計上しておりませんが、国の補助金としましてマイナンバーカード交付事務費補助金がございます。補助率は10分の10が予定されてございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第49号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）の財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の124ページ、125ページをお願いいたします。

下段の17款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入でございます。

その下、17款2項1目2節土地売払収入でございます。

はねていただきまして、126ページ、127ページをお願いいたします。

中段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、132ページ、133ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項6目財政費、補正予算額は4億516万6,000円でございます。内容につきましては、133ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。公共施設整備事業基金管理事業、江南市公共施設整備

事業基金積立金で4億516万6,000円でございます。

続きまして、別冊となりますが、令和5年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。

資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、17款財産収入は土地売却収入、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　133ページです。

公共施設整備事業基金管理事業なんですけれども、特定財源として土地貸付収入が計上されてございますけれども、この計上されるに至った経緯をちょっと教えてください。

○財政課長　今回、江南市公共施設整備事業基金積立金に今回の旧養護老人ホームむつみと旧古知野北部地区学習等供用施設の土地売却収入ということで計上のほうをさせていただいております。

この考え方でございますけれども、江南市公共施設整備事業基金にしましては、まず江南市再配置計画にのっとった事業にしまして、収益が仮に出た場合についてはこの基金に積み立てるとというのが前提のものと考えております。

一方で基金を処分する場合につきましては、同様に再配置計画にのっとった形で施設の集約化、あるいは複合化、それから除却とかその他の敷地となるべき土地の、例えば買取りとか、そういったものに対してこの基金を使っていくという基準がございまして、そうした2点の理由から今回基金のほうにこの売却収入の積立てをしてまいるものでございます。

○伊藤委員　分かりました。あと1点です。

125ページの土地売却収入、これは多分今言われた旧養護老人ホームむつみと旧古知野北部地区学習等供用施設が該当してくると思うんですけれども、これは分かるか分からんかなので、いいんですけれども、買った業者という

のは何に活用するのか、それはある程度把握しておられますか。

○財政課長　今回の入札に際しまして、応募事業者のほうからは事業計画及び土地利用の計画書というものを提出いただいております。それに基づいて一応うちでは把握させていただきまして、両事業所とも、例えば障害福祉事業、介護関係の事業ということで事業運営を検討するという計画をいただいておりますので、そのような形で御利用されるものじゃないかというふうに考えております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の128ページ、129ページをお願いいたします。

歳入でございますが、22款1項7目総務債、1節総務管理債でございます。続きまして、132ページ、133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項7目行政事務費で、右側説明欄、物品管理事業から次の134ページ、135ページ最上段の公用車管理事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　物品管理事業のところですけども、今回オークションにかけるよということだと思っておりますけれども、公用車の種類と台数はいかなるものでしょうか。

○総務課長　対象となる公用車の種類と台数でございますが、アルトが2台、それからADバン、こちらのほうが1台、消防署で使用しておりました特殊車両が2台の計5台を基に予算のほうを計上させていただいております。

○伊藤委員　この8万5,000円の積算根拠は何でしょうか。

○総務課長 インターネットオークションのサイトの利用の際の手数料でございませぬけれども、こちらの手数料のほうは動産の場合は8%、そして不動産の場合は5%という取決めがございませぬ。その金額に消費税及び地方消費税を加算した金額ということでございませぬして、先ほどの対象といたしておりました5台の売払い価格のほうは、他市町の売払い実績を参考に設定させていただきますまして、5台の合計が96万円というふうに算定をさせていただきますまして。その96万円に8%、さらに消費税を含めた1.1倍をしたものを予算計上している状況でございませぬ。

○伊藤委員 分かりませぬ。

あと、その下の庁舎等維持（連絡歩道橋点検）事業なんですけれども、点検した結果、問題ありとなつた場合はどうなるんでしょか。改修を行うんでしょか。

○総務課長 点検の結果、補修が必要であつた場合につきましては、令和6年度に設計を委託、令和7年度に補修工事を実施するという予定で、今のところしてございませぬけれども、点検の結果、緊急を要するような場合につきましては、通行を一時中断するなどの安全措置を図りながら、できる限り早期に工事着手できるように前倒しをして進めていく予定でございませぬ。

○伊藤委員 大体どのぐらいの経費がかかるか想定はされてございませぬか。

○総務課長 あくまでも今回の点検の結果によるものでございませぬので、ちょっと想定のほうは、今の段階では難しいと思つてございませぬ。

○伊藤委員 すみませぬ。申し訳ございませぬ。

あと庁舎等整備等事業、これは今回LEDに、改修工事なんですけれども、スケジュールというのとはどんなような感じなんですか。

○総務課長 今定例会のほうでお認めいただきましたら、早急に契約のほうに着手してまいりませぬして、今年度中に全て完了する予定でございませぬ。

○伊藤委員 今年度中ということですね。

○総務課長 はい。

○伊藤委員 あと通常業務に支障が出るか出ないかという点なんですけれども、どうなんですか。

○総務課長 基本的に市役所の閉庁日に作業するという段取りで進めてまい

りますので、極力影響は出ないものと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと次世代自動車導入事業なんですけれども、これって多分電気自動車を2台分整備するという事なんですよね。その中の充電時間というものはどのぐらいかかるものですかね、大体。

○総務課長 今回導入します充電設備でございますけれども、200ボルトのものを設置する予定でございます。200ボルトのもので約5時間充電に必要な時間とされております。

○伊藤委員 充電ケーブルというのはついているんですか。

○総務課長 ケーブルにつきましては附属をしております。

○伊藤委員 あと1点です。

公用車管理事業の中で、今回2台導入ということなんですけど、電気自動車。結局、最終的には何台に増やす予定なんですか。

○総務課長 今後の電気自動車などの温室効果ガスの排出量抑制に寄与する車両の導入につきましては、現在各メーカーにおきまして対象となる商用車の開発が遅れておりますことから、市場のほうを注視しながら経済性や必要性、あるいは代替車両の有無などを総合的に勘案しまして、導入のほうを検討していきたいと考えております。

○伊藤委員 今のところまだ未定ということですね。

○総務課長 今回導入を予定しておりますのは、超小型モビリティカーでございますので、そちらに全て置き換えるというわけには恐らく、荷台も少ないので、ならないと思います。そういった中で、現在の軽自動車に代わるような車両というものが、先ほど申し上げましたように商用車というレベルでは開発が遅れておりますので、そちらのほうを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、カーナビとかドライブレコーダーというのは、リースですけど、ついているんですかね。

○総務課長 ドライブレコーダーは含まれておりますけれども、リースの中に。カーナビのほうはついていない車両といいますか、カーナビ自体この車

両には設定がないものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○堀委員 先ほど、充電5時間かかると言ったでしょう。この前私が聞いたのは30分でできると言ったがな、サービスエリアのやつ。公用車でやるんでしょうが。5時間もかかるって、30分でできる機械は入らんの、高いの。

○総務課長 一般的には、100ボルトもしくは200ボルトの充電器の設置が一般的でございまして、100ボルトだとこれが約16時間かかります。200ボルトのほうだと約5時間。

サービスエリアのほうに設置してございますのはちょっとよく分かりませんが、30分単位での貸出しとか、そういう話ではないんでしょうかね。

○堀委員 いや、30分で充電できると言ったよ。満タンにできるって。

○総務課長 ちょっとそういった提案は今のところされておられませんので、もう一度メーカー等確認しながら進めてまいりたいと思います。

○堀委員 できたら、公用車だからいつ何時災害等が起きた場合、これからはだんだん増やしていくんだらう、電気車両を、将来的には。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○長尾委員 なければ、私から質問させていただきたいと思います。

私は庁舎等改修（LED化）事業について質問をさせていただきたいと思います。

実は、これは私、一般質問をやろうと思って、前に一度いろいろお聞きしていたことがありまして、その際の結論としては一括でやるんじゃないくて、蛍光灯の部分じゃなくて機械そのもの、傘と呼ばれているところ、その本体が故障したときに入れ替えていくと、都度都度やっていくということで、この本庁舎建て替えの期間までこれでやっていきますという方向性でいくという方針で聞いておりまして、認識していたんですが、その際に、その結論に至った背景としては、要はコスト面の話であったと認識しています。

要は全ての蛍光灯、今あるやつを廃棄して全部新しいLED用の器具に取替えて、蛍光灯そのものもLEDの蛍光灯に付け替えるということで、要は初期導入コスト、イニシャルコストがかかりますと。それプラスLEDの

電気代を何年か使っていくということで、そのトータルコストを見たときに、このまま蛍光灯、高い電気代として使い続けた場合とのコストの比較の損益分岐点、何年使うと新しく入れ替えたLED照明のほうが安く済むのか、トータルコストで何年かかるのかと聞いたら、15年かかるという話で聞いていました。それって間違いなかったですか。私の認識では15年だと認識していますが。

○総務課長　あくまでメーカーのほうを示します耐用年数というのは10年でございまして、実際そこから何年使えるのか、なかなか難しいところでございますけれども、あくまでメーカーの補償する年数で算定をしておる、経費比較等を算定した結果、今回LED化するというふうに至ったものでございます。

○長尾委員　そうじゃなくて、損益分岐点として、要はトータルコストが安くなる期間が15年だと試算したと認識しているけどという話、そのトータルコストの損益分岐点の期間として15年で間違っていないかどうか。

○総務課長　損益分岐点の計算としては、前にも一般質問等でお示しましたように15年で間違いございません。

○長尾委員　では、ここから先は庁舎の話になるんですが、なので財政課長さんに出てきていただかなきゃいけないと思います。

この本庁舎は、建築年度、昭和37年（1962年）の建物でありまして、既に61年、建築してから期間がたっています。耐震補強した、たしか平成26年でしたか、ちょっと間違っていたら指摘をお願いしたいですが、そのときにあと15年使っていくと、延命して継続していくということで、その当時の換算でいくと平成41年、令和11年まで使えますということをしていました。令和11年だとあと6年だし、公共施設再配置計画で2期の期間でこれを複合化していくということで、再配置計画でいうと2037年、令和19年に建て替えますということをおっしゃっています。

令和19年でも、実は今から見ても14年しかないんですよ。ということは、損益分岐点で15年かかりますというのと、替えずにこのまま蛍光灯を使い続けて、機械が壊れる都度LEDに機械を入れ替えていくとやったほうが、14年間使っていく建て替えまでの期間のトータルコストは安く済むんですよ。け

ど、それをこのタイミングで、地方債が出るからといって費用対効果はマイナスになる事業を今このタイミングで行わなきゃいけないものなんでしょうか。そこをお聞きします。

- 財政課長　今回、消防庁舎も含めましてLED化ということで整備のほうをしてまいる考えにつきましては、まず1点目が先ほど委員長が言われたとおり有利な地方債があるということで、脱炭素化の推進事業債が令和7年度までの期限切れのもので、充当率90%のものがあるというのがまず1点目です。

それから、もう一点目が江南市第4次地球温暖化実行計画が策定されておりまして、省エネ、創エネではないんですけど、省エネという取組が江南市として取組を推進していくものであるというところがございます。

照明器具につきましては、既存施設の更新につきましては、基本的には今委員長が言われたとおり施設の大規模改修時ということで、効率的にそれに合わせてやっていくということが基本的な考えというのは間違いはございません。ただし、先ほど上げました2点に加えまして、照明器具の製造というところも終わっているという状況もございまして、総合的に今回本庁舎と消防庁舎ということで進めていきたいと考えております。

一応、本庁舎、ちょっと手元に資料がございませんけれども、第1期の江南市公共施設等総合管理計画上の数値でいきますとやはりこの庁舎に係るランニングコスト部分がかなり大きいということで、市内全域の公共施設でもトップワン、ツーぐらいのエネルギー効率の悪い施設ということでございますので、その辺りも鑑みまして整備のほうを進めてまいりたいと考えているところがございます。

- 長尾委員　トータルコストよりも、地球温暖化・脱二酸化炭素という面でメリットがあるからというところが大きな要因であるということも理解しましたので、これはこのまま進めていただければと思います。以上です。

- 総務課長　先ほどの充電装備について、ちょっと補足をさせてください。

一充電による航続距離のほうが150キロとなっております。ですので、1日30キロ使っても5日間持つということで、充電の頻度が大体1週間程度に1回ぐらいというふうに踏んでおります。

そうしたことから、充電時間は早いにこしたことはないんですけども、費用対効果を考えまして、普及している200ボルトが適切であるというふうに考えまして予算計上しているものですので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　それでは、議案第49号　令和5年度一般会計補正予算（第2号）消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の126、127ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

最下段でございます22款1項4目消防債、1節消防債、説明欄の消防総務課、消防施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

下段でございます9款1項1目消防総務費で、説明欄、消防施設整備等事業から1枚はねていただきまして、162、163ページをお願いいたします。

163ページ上段、消防車両更新等事業まででございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけ確認です。

今回更新する1分団本部車両、消防団の。これは普通免許で運転可能なんですよね。それだけ確認です。

○消防総務課長　今委員お尋ねの件なんですけれども、平成29年3月、改正道路交通法の施行によりまして、普通免許で運転できる車両が従前の5トン未満から改正後は3.5トン未満に引き下げられましたことから、こういった

ことで、新しく団員になられる方、特に若い年齢層の方がお持ちの免許では運転できなくなるということから、今回更新する車両につきましては、普通免許でも運転ができる車両を選定しております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○長尾委員　私から1つさせていただきます。

先ほどの話と似たような話になりますが、先ほどの総務課の質問で交換理由は脱二酸化炭素だということがあったんですが、それ以外のところでちょっと1点気になるところが、市長のマニフェストで北部拠点の整備をしていきたいという話がありましたということで、要はここで消防庁舎のほうをLED化して、それが北部拠点を整備する過程において、前に一度前議員の宮田議員が提案で北分署といったときに、北分署、西分署として3分署体制にしたらどうだ。要は本庁舎のところは逆に取りやめて、そうしたらどうだとかいう提案をされていたんですけども、要はここでLED化してしまうと、ここの庁舎を使い続けてということで、今後の北部拠点の整備に足かせになるような、要はこれを整備しちゃったから使い続けなきゃいけないというような、そこがあって、本来あるべき体制とかというところに影響するのではないかというのを危惧しているんですけど、そこについてはどうでしょうか。

○消防長　すみません。今のお話で北部拠点の関係ですけれど、今まだ何もない状態ですので、ちょっとその辺のところは。すみません。

○長尾委員　どちらにしても、足かせになるというのだけが心配な点なので、一番いい体制というのがどうあるかというのも総合的に見ていただきながら進めていただければということで、お願いしておきます。

○堀委員　関連してですが、扶桑町のイオンの裏に扶桑出張所か、丹羽広域事務組合消防本部の出張所があるでしょう。あそこから5分で出動できる範囲で丸を描くと、江南市はどの辺まで入るか。

それから各務原市川島にある岐阜県消防学校がありますよね。あそこでも時々出動するみたいですが、あそこから円を描くと県をまたいでですが、どれぐらいかかるか。

それから一宮市浅井町にも拠点があるでしょう、拠点か出張所が。そこから大体円を描いて、大体7分か、最低目標は6分か、7分か。7分なら7分で円を描いてどれぐらい入るかというのを一回また教えてください。

そうすると、北部拠点を造る位置的にも参考になると思いますので、もし作る場合は位置的にも参考になると思いますので、ぜひ。

岐阜県側からも応援に来ていただくこともあるんです。前も、島宮町で24時間燃えたことがあったでしょう、タイヤが燃えたとき。島宮町で消防車がガス欠食っちゃって大変だった。消防車がガス欠食っちゃった、水出しっ放しで、そういう火災がありました。そのときは岐阜県から、各務原市から応援要請したら来ていただいたということもありますので、参考までに。以上です。

○委員長 答弁は、ではまた別途対応をお願いできればということではおきます。

では、ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 議案第49号のうち、消防本部消防予防課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳入はございません。

議案書の162ページ、163ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段でございます9款1項2目消防予防費で、右側、火災予防事業でございます。

説明は以上となります。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　今回、住宅用火災警報器の設置補助ということで、あまりにも少ない金額だと私は思うんですけれども、何個予定しているんですかね。

あと、いつまで補助を続けるつもりなんでしょうか。

○消防予防課長　今の御質問ですと、今回の9万円の算出根拠はということをもまず御質問でございますが、この補助金に関しましては、住宅用火災警報器1個につき設置購入費の2分の1で、かつ限度額を1,000円と考えております。

現在では、数年前と比べて市場の価格を調べましたところ、安価なものでも、家庭用火災警報器につきましては1,000円台のものも出ている状況でございますので、約90個から100個の設置ができるものと想定して考えております。

また、この補助事業をいつまでするのかという御質問でございますが、担当の消防予防課としましては、要綱をこれから作成していく上で複数年できるような形では考えております。

○伊藤委員　ただいまの答弁で安価なものもあるとお聞きしたんですけれども、機種というか、違いというか、ちょっと説明してほしいんですけれども。

○消防予防課長　住宅用火災警報器といいましても、感知方式として煙式というものですとか、熱を感知する熱式など、いろいろな種類があります。単独で1個警報音が鳴る単独式というものから、連動式と言われます1個火災を感知すると、そのお宅で設置されている複数の探知機も連動して鳴る連動型というものもございますけれども、煙式とか熱式のもので単独のものということで想定しまして、安いものでは、調べましたところ1,400円から1,700円のものでございましたので。

また、高いものと単独型のものでも音声モデルということで、いろいろな種類がございますが、4,000円から5,000円するものもございます。

今回につきましては、安いものも確認しておりますので、平均2,000円台のものを想定しております。また、先ほどの説明で連動型というものにつきましては、高いものと1万円前後からそれを超えるものもあるということで確認をしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長　　それでは、議案第49号のうち、消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の119ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正として、防火水槽耐震化事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

124ページ、125ページをお願いいたします。

中段でございます16款2項7目1節、説明欄、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

上段でございます22款1項4目1節、説明欄、防火水槽耐震化事業債でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、162ページ、163ページをお願いいたします。

下段でございます9款1項3目消防署費、説明欄、防火水槽震災対応化事業、その下、指令機器等整備・保全事業でございます。

なお、別冊の補正予算説明資料の14ページから17ページに防火水槽震災対応化事業の位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけなんですけれども、今回防火水槽内にタンクを設置するという工法なんですけれども、タンクインタンクという工法ですかね。その工法の説明等詳しく説明してほしいのと、あと工期はどのぐらいかかるものなんでしょうか。その2点です。お願いします。

○消防署長　　タンクインタンク工法、今年度からこうした工法を採用するんですけれども、工法といたしましては、既存の防火水槽の内部に鋼製のタン

クを設置するものです。

作業の工程ですが、工場で形状に合わせた鋼製タンクを製作後に現場作業に移るんですが、初めに現場においては、防火水槽の上部、天板部分を取り除きます。その後、水槽の内部に鋼製のタンクを設置して、その後に水槽とタンクの隙間に流動化処理土といったもので固め、最終的に防火水槽の上部の修復をコンクリートで行って完了いたします。

工期のほうですが、工場のタンクの製作に約2か月、それから現場での作業に約1か月、合計で3か月要すると確認しております。

○委員長 ほかに。

○牧野委員 お願いいたします。

それに関する質問、同じタンクに関する質問なんですけど、大体この耐震というのはどれぐらいの震度を想定されているんでしょうか。どこまで耐えられるというんですかね。

○消防署長 タンクがどのぐらい耐え得るかということなんですけれども、具体的な震度までといった記載はございません。

ただ、製品に関しては、一般財団法人の日本消防設備安全センターというところから、二次製品としての耐震性貯水槽としての認定の基準をクリアしているというところから、業者から説明を聞いております。

ここの業者のほうなんですけれども、ホームページのほうには東日本大震災で周辺に60か所の施工例があったと。その中で一つも破損があったというものはないというふうに聞いております。

○牧野委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありませんか。

○堀委員 防火水槽じゃないんだけど、消火栓の蓋が、この間開けへんなんだんだわ。蓋が取れないのな。それは消防のほうで点検してくれないの。各町内の消火栓の蓋が開かないんだ。

○委員長 議案外だけど、お答えできますか。

○消防署長 片山議員の一般質問でもございましたが、地域の簡易消火栓と呼ばれるものをちょっと消防のほうで点検するということは、これまでもいたしております。

自主防災会合同訓練で取扱いの説明をしておりますので、各地域に戻っていただいて、そうした点検であるとか物品の確認をしてくださいといったお願いを、今年度からまた訓練が再開されましたので、周知しております。

○堀委員 初期消火に全然使えない可能性があるわけですね。蓋が開かないんだもん。ホースを伸ばしても蓋が開かない。初期消火に協力体制を整えても、実際にそれが活動できないという可能性があるもんだから、これは消防署のほうで、蓋の開け閉めぐらひはやっていただけるとありがたいなあというふうに、これは要望です。

○委員長 では、ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○長尾委員 ないようなので、すみません、1点だけ私からさせてください。

歳入で、南海トラフ地震対策事業の補助金が減額になってゼロになっちゃいましたけど、南海トラフ地震はたしか2012年かなんかに30年以内に起こりますと言われて、だんだん期間が迫ってきたので、起こる可能性が日々高くなっていつているんだと思う中、ゼロになっちゃった理由って分かりますか。

○消防署長 この南海トラフ地震等対策事業費補助金のほうの減額なんですけれども、今年度、指令機器等整備保全事業の中で、サイレン吹鳴装置の更新を行う予定です。その中で平成27年度、前回の更新の実績でこの補助金が活用できたというところもありまして、県の担当者と予算編成に当たって調整を進めておったところなんですけれども、今年度に入り、この補助金の交付の対象外となったという連絡がございました。県の回答としては、平成27年度の交付の実績はあるんですが、このサイレン吹鳴装置自体が必ずしも消防団の装備の基準に該当するものではないといったところの回答から対象外となったものです。

○長尾委員 分かりました。ありがとうございます。

対象はこれになっているけど、実際は装備の導入についての予算、県費の補助を見込んでいた。こちら理解しました。ありがとうございます。

では、ほかに質疑は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午前11時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 では、続きまして年度調査事項等の協議をしていただきたいと思います。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先の一覧表につきましては、タブレット端末のほうに配信してありますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

では、最初に年度調査事項を議題といたします。

資料を見ていただきながら、皆様御意見はございませんか。

令和4年度までは9つ、年度調査事項が設定されておりました。

特にないですか。

○牧野委員 令和4年度の1番に関連するマイナンバーカード（情報管理）について、結構普及率が高まっていますので、もう少し活用している先進事例とかがあれば調査するのがいいのかなと思います。

○委員長 活用の先進事例を調査すると。

その他ありますでしょうか。

ほかよろしいですか。

○堀委員 全部同じことが書いてあるんだけど。

○委員長 そうですね。毎年、総務委員会で今年1年……。

○堀委員 これだけ行ったということじゃないでしょう、これは。

○委員長 調査事項なので、委員会として日々調査する内容でございますので、視察へ行く話ではなくて、調査をそれぞれしましょうと。調査結果を持ち寄って、幅広く行政に提案活動をとという話でございます。

○堀委員 全部同じだわ、これ。全部同じ、こういう調査ということでしょう。

○委員長 ほかに御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、それでは先ほど牧野委員から御提案がありましたマイナンバーカードについてのところに対して、この活用の先進事例についても調査していくということを付け加えたいと……。

[発言する者あり]

○委員長 取りあえず暫時休憩します。

午前11時37分 休 憩

午前11時40分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、先ほど牧野委員から御意見がありました活用・先進事例の調査ということについての話ですが、今皆さんで御協議いただいた結果、今現在の1番のマイナンバーカード（情報管理）についての（情報管理）という部分を今年度削除させていただいて、1. マイナンバーカードについてという内容で、マイナンバーカードに関する全てを包括的に調査するという方向で進めさせていただきたいと思えます。

ということで、これから全て読み上げていきます。

今年度の当委員会の調査事項は、1. マイナンバーカードについて、2. 公共施設マネジメントについて、3. 収納・滞納対策について、4. 消防行

政について、5. 地域・市民協働の取組について、6. 行財政改革・行政事業レビューについて、7. 地方創生について、8. デジタル化について、9. その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

○牧野委員 前置きはいいんですけれども。ふと思うことがあって。

「住みよいまち江南市」となると、経営、会社とかですと、ベンチマークというんですか指標とかを上げて目指すというような考えがありまして、6番に入るかもしれませんけれども、点数化というわけじゃないですけれども、例えば愛知県の住みよいまちランキングみたいなものがもしあるとすれば、そういったランクを上げるというんですか、具体的な数値、目標とする何かがあれば、そういうものを研究するのもいいのかなというふうに思います。

そうしたほうが、漠然とよくなる、よくするというよりも、何かの数値というのはあれなんですけれども、そういったものを研究するのがいいんじゃないかと今思います。以上です。

○委員長 今牧野委員から、「住みよいまち江南市」的な話で、指標等々、点数化してランクを上げる取組について研究をしてはどうかという御意見がありました。

暫時休憩します。

午前11時43分 休 憩

午前11時46分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を進めます。

今牧野委員から御提案がありましたが、本委員会の年度調査事項としては、9. その他、当委員会の所管する事項の中に含まれてきている話ということで、その範疇で調査を進めればよいのではないかという意見でまとまりましたので、今回については、本意見については9の中に包括させていただきますので、よろしく願いいたします。

ということで、先ほど読み上げさせていただいたとおりの内容で進めさせていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

また、ただいま決定しました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っております。

では、年度調査事項については以上とさせていただきます、行政視察の

調査日程についてを議題とさせていただきます。

行政視察調査日程について

○委員長 日程案につきましては、事務局からまず最初に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

案としましては、A案、10月2日月曜日から10月6日金曜日までと、B案、10月16日月曜日から10月20日金曜日までと、またC案、10月31日火曜日から11月2日木曜日までの3案となっております。

この中から何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと思います。この案のうち、資料の下部に記載がありますように、現在B案及びC案の期間中に公務が入っているところがございます。

○委員長 では、ただいまの説明による3案がありましたが、現時点で既にA・B・C案の中で都合が悪い日程があるという話も含めて、御意見があればお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時48分 休 憩

午前11時51分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほど事務局から案を説明していただきましたが、この中から皆様の話をお聞きしまして10月16日から10月19日までの4日間を第1候補の期間として、視察日程とさせていただきます。

この後、視察内容・視察先を調整しまして、その後、相手方自治体に対して日程調整させていただきます。もし、どうしてもこの4日間で日程の調整ができなかった場合に限り、A案で言った10月2日から6日の間の期間を予備期間として視察日程として変更する可能性がありますので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

ということで、これをお願いしたいと思いますけど、皆様よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よいということでありますので、これで進めさせていただきます。
では、もう一つだけ確認させてください。

視察なんですけれども、よくあるように日帰りのケース、1泊2日、2泊3日という形で行きたいと思っておりますが、これについても正・副委員長一任する形をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、これについても正・副委員長に御一任いただいた形で進めたいと思います。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 では、現時点で行政視察の調査先と調査項目、御希望がある方いらっしゃいますでしょうか。

○堀委員 検討して、後ほど申し上げます。

○委員長 分かりました。

では、この後、正・副委員長のほうで決めていきたいと思っておりますので、もし御希望がある方いらっしゃったり、もし見つかった場合、できるだけ早めに正・副委員長に情報提供いただきまして、検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。正・副委員長で、最終的には一任という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
一応、念のために確認です。

行政視察先と内容については、正・副委員長に御一任という形で改めてお願いしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしということで、お願ひいたします。

では、正・副委員長で協議して決めさせていただきます。情報提供については、改めてよろしくお願ひいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 行政視察については以上とさせていただきます、続きまして、今年度の当委員会の研修会について議題とさせていただきます。

研修会の日程・テーマ・講師などについて、皆様に御相談させていただきたいと思います。

日程は、議会・会議、視察がないところになると予定しています。あとは講師の方の御都合もありますので、本日は、まず研修のテーマについて、あとは具体的な講師の先生について御希望があれば、この場で御意見をいただければと思います。

[発言する者あり]

○委員長 では、ありがとうございました。

この場で言えないということですので、御意見は、またこれについてもいただいて、最終的には正・副委員長のほうに御連絡いただきまして、また改めて9月の委員会の折に皆様方の御意見・御提案なども含めて相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 以上で、本日の委員会の議題は全て終了しました。

閉会に当たりまして、最後に一言御挨拶申し上げます。

本日は皆様の適切な審査と、あと、いろいろな御意見をいただきましてスムーズに委員会を進めることができました。ありがとうございました。

当局の皆様におかれましては、委員から出されました質問・御意見等々を踏まえまして、適切に予算執行等々をしていただければ、あとは事業を進めていただければ幸いです。引き続き、またお世話になります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時56分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 長尾光春